

平成30年度答申第55号
平成30年12月13日

諮問番号 平成30年度諮問第51号（平成30年11月16日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

労基法24条2項本文は、賃金は、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないとしている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、P社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、平成26年1月17日に退職した。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、平成26年7月4日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態になったことの認定）を行った。

（認定申請書、認定通知書）

(3) 審査請求人は、平成26年7月25日、処分庁に対し、未払賃金の額が、定期賃金分32万9532円であることの確認を求める申請を行い、同年9月9日に不確認処分を受けたが、2回の審査請求及び裁決を経て、平成29年1月30日、同賃金の額が33万9914円であることにつき確認処分を受けた。

(確認申請書(平成26年7月25日受付)、不確認通知書(平成26年9月9日付け)、審査請求書(平成26年11月11日受付)、裁決書(平成27年8月3日付け)、確認通知書(平成27年12月11日付け)、審査請求書(平成28年2月9日受付)、裁決書(平成28年9月27日付け)、確認通知書(控)(平成29年1月30日付け))

(4) 審査請求人は、平成28年7月4日、処分庁に対し、年次有給休暇(以下「有給休暇」という。)の買取り分31万6680円、退職金20万円、社会保険料の誤り分2万0778円の合計53万7458円の未払賃金があることの確認を求める申請(以下「本件確認申請」という。)を行った。

(確認申請書(平成28年7月4日受付))

(5) 処分庁は、平成29年9月11日付けで、本件確認申請に対し、未払賃金の額を不確認とする本件不確認処分を行った。

(不確認通知書(平成29年9月11日付け))

(6) 審査請求人は、平成29年12月14日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書(平成29年12月14日受付))

(7) 審査庁は、平成30年11月16日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

有給休暇の買取りについて、本件会社の就業規則に載せ、実績もあり、算定方法もある。

退職金について、過去の退職者は退職金を受け取って辞めているので、慣行として認められるべきで、今までの退職者と同等の退職金があつて然るべきである。

社会保険料の誤り分について、本件会社が年金機構に虚偽申請を行っていたもので、社会保険料が賃金より多く引かれている。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 有給休暇の買取りについて

立替払の対象となる未払賃金は、退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金及び退職手当となっており、臨時に支払われる賃金は立替払の対象とはなっていない(賃確令4条2項)。

平成15年4月28日に処分庁に届け出られた本件会社の就業規則(以下「届出に係る就業規則」という。)には、有給休暇の買取りに関する規定はない。仮に、審査請求人の主張のとおり、そのような内容の契約が本件会社と審査請求人の間で成立していたとしても、本件における退職によって消滅した有給休暇の買取りは、労基法24条2項に規定する毎月1回以上定期的に決まって支払われる賃金には当たるとはいえない。

2 退職金について

届出に係る就業規則には退職金に係る規定はなく、本件会社の元代表取締役は、処分庁の聴取に対し、本件会社に退職金制度はなく、円満退社した者に志としていくらか払っていた旨述べており、審査請求人の主張によっても、労使間であらかじめ支給条件が明確に定められ、その支給が法律上使用者の義務とされている退職金が存在していたとは認めがたい。

3 社会保険料の過払い分について

審査請求人が主張している平成15年4月分給与、平成16年5月分給与及び同年6月分給与の社会保険料の控除額に誤りがあり、未払賃金が生じているとの点について、審査請求人の退職日は平成26年1月17日であり、上記控除額に誤りがあつたと主張する対象期間の全てが、退職日の6か月前である平成25年7月17日より前に支払期日が到来しているため、賃確法に基づく立替払の対象となる未払賃金とはならない。

また、審査請求人は、平成14年7月分給与から平成15年4月分給与まで及び平成16年12月分給与の社会保険料の控除額については、本件会社は、審査請求人の実際の報酬月額を踏まえた標準報酬月額を基礎として算定した保険料の審査請求人負担分を給与から控除していたにもかかわらず、当該金額よりも低い金額の保険料を年金機講に納付していたとして、その差額分についての支給を求めている。しかしながら、当該期間の給与明細書は審

査請求人から提出されておらず、書類上それらの事実関係を確認することができないため、審査請求人が未払賃金と主張している社会保険料の差額が存在しているかどうか不明であるが、仮に存在していたとしても、当該期間の賃金は、全て審査請求人の退職日の6か月前である平成25年7月17日より前に支払期日が到来している。

以上のことから、1、2及び3のいずれも、賃確法に基づく立替払の対象となる未払賃金とは認められない。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性

(1) 立替払の対象となる賃金は、定期賃金（毎月1回以上定期的に支払われる賃金）及び退職手当であって、退職日の6か月前の日から請求の日の前日までに支払期日が到来しているものである。

(2) 審査請求人が本件確認申請において未払賃金としたものは、①有給休暇の残日数39日分を1日当たり8,120円（基本給20万3000円を25日で除した金額）で計算した有給休暇買取り金として31万6680円、②退職金として20万円、③社会保険料の過払い分等として2万0778円である。

ア 上記①の有給休暇買取り金については、審査請求人が処分庁に提出した就業規則（以下「審査請求人提出に係る就業規則」という。）には、「年次有給休暇の残日数は今年度分を翌年度に繰り越すことはできないため、残日数を日給として計算し、毎年5月給料時に支給することとする。」との記載があるが、一方、届出に係る就業規則には、「年次有給休暇の残日数は今年度分に限り翌年度に繰り越すことができる。」と記載されているのみで、有給休暇の買取りに関する記載はなく、本件会社の元代表取締役も、「本件会社に有給休暇の買取り制度はなかった」旨述べている。

したがって、審査請求人提出に係る就業規則記載のとおり、本件会社が有給休暇買取り金を審査請求人に支払うこととされていたと認定するには難があるのであるが、その点はさておき、有給休暇の残日数を日給として計算した金額が毎年5月に支給されることとなっていたとしても、

これは毎月1回以上定期的に支払われる賃金とはいえないことは明らかである。

よって、上記①は立替払の対象となる未払賃金と認めることはできない。
イ 上記②の退職金については、届出に係る就業規則及び審査請求人提出に係る就業規則ともに退職金に関する記載はなく、審査請求人は、元従業員1名から退職金について「長く務めた割には少ない」等と聞いた旨述べるものの、その金額も算定方法も不明であり、本件会社の元代表取締役は、本件会社に退職金制度はなく、「円満退社した者に3万円や5万円、10万円を志しで渡したことがあったが、私の気持ちであり、支給対象労働者の範囲や支給額、支給時期等の決まりはなく、よう頑張ってくれた人に気持ちで払っていた。」などと述べていることに照らしても、本件会社において退職金に関する慣行があったとも認めることはできない。

したがって、本件会社は審査請求人に対して支払うべき退職手当があったと認めることはできず、上記②を立替払の対象となる未払賃金と認めることはできない。

ウ 上記③の社会保険料の過払い分等については、基本給から誤って過大に控除されたなどと審査請求人が主張するもので、これらが基本給として支給されるはずであった金額としても、いずれも退職日の6か月前である平成25年7月17日より前に基本給の支払期日が到来しているので、立替払の対象となる未払賃金ではない。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史